

船明交番だより

6月



令和5年6月号
天竜警察署
船明交番
電話:925-5005

雨天時の交通事故防止 雨の日は追突に注意!



雨天時は追突事故が約5割に!

★濡れた路面は、制動距離が長くなります。雨の日は特にスピードを控えめにし、**車間距離を十分にとりましょう!**

★雨天時は薄暗く、自転車・歩行者を見落としやすい上、フロントガラスについた水滴などで視界不良に。**昼間でも前照灯を点灯し** 夜間は対向車がないときはハイビームを使用しましょう!

STOP! 大麻

**大麻乱用が急増中!!
大麻は身近な問題です。**



大麻は違法。

持っているだけでも犯罪です。

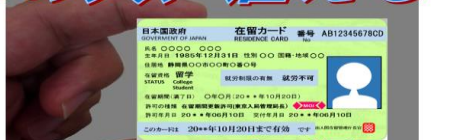
大人だけの話ではなく、子供たちにも危険が近づいています。

検挙補導された少年少女の中には中学生もいました…

誘われてもきっぱり断ろう。

困ったらすぐ警察や専門窓口にご相談しよう。

この人、雇える?



手に取り、確認、在留カード

外国人を雇用する事業主の方へ

不法就労とは??

1. 不法滞在者が働くケース
例:密入国、在留期限が切れた人が働く
2. 出入国在留管理庁から働く許可を受けずに働くケース
例:知人訪問や観光目的で入国した人が許可を受けずに働く
例:留学生が許可を受けずに働く
3. 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース
例:コックとして働くことを認められた人が工場単純労働する

- 不法就労させたり、あつせんした人(不法就労助長罪)は処罰の対象となります。
- 外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には処罰される可能性があります。
- 在留カードを必ず確認して下さい。カード表面の「就労制限の有無欄」のほか、カード裏面の「資格外活動許可欄」も確認して下さい。
- 在留カードを発行されていない方でも資格外活動許可を受け就労できる場合があり、旅券(パスポート)等を確認することにより許可の有無が分かります。

不法就労防止の徹底を

みんなで暴力団追放!安全な社会を!

恐れない!
お金を出さない!
利用しない!
交際しない!



暴力団等反社会的勢力は潜在化しながら、各種事業活動に入り込み、一般企業の「弱み」や「付け入る隙」を探っています。

平素からの対策・備えが大切です!

①トップの危機管理

企業のトップが、暴力団等反社会的勢力との絶縁や不当要求に応じない姿勢を示し、従業員にもその理念を周知させる。万一のときに早期な相談、事象把握が可能に!

②組織的な対応

対応責任者の指定、反社対応・不当要求対応マニュアルを作成し有事への備えを!
対応責任者や担当者を孤立させることなく、組織的な対応を。

③暴力団排除条項の整備

暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと。
相手側が暴力団等反社会的勢力と判明した場合には契約を解除すること。を明示した契約書、約款等を整備することで契約前段階や契約後における暴力団等反社会的勢力の速やかな排除が可能に。

④外部関係機関との連携

警察・静岡県暴力団追放運動推進センター、弁護士等との連携を保ち、トラブルが生じた際の担当窓口を把握しておくことで迷うことのない早期対応が可能に!

